

# 兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（男女家庭課）	3
○ 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（文書課）	4
○ 情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則（同）	5
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（財政課）	6
○ 身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	7
○ 兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（能力開発課）	8
○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（同）	9
○ 農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（農林経済課）	9
○ 環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水大気課）	28
○ 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	28
<b>告 示</b>	
○ 景観形成重要建造物等の指定（都市政策課）	28
<b>県議会告示</b>	
○ 兵庫県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程	29
○ 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	29
<b>人事委員会規則</b>	
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	30
○ 職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則	30
<b>人事委員会訓令</b>	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	33
<b>人事委員会告示</b>	
○ 職員の任用に関する実施規程等の一部を改正する規程	34
<b>教育委員会規則</b>	
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	34
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	36
○ 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	36
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	37
○ 兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則	39
<b>教育長訓令</b>	
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令	39
○ 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令	40
<b>公安委員会規則</b>	
○ 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	40
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	41

## 公布された法令のあらまし

### ●次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の施行により、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を策定する地方公共団体の機

関、その長又はその職員及び当該計画の対象となる職員について当該地方公共団体の規則で定めるものとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

**●行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第13号）**

行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、審査請求期間が60日から3月に延長されること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県税条例施行規則
- 2 行政組織規則
- 3 身体障害者福祉規則
- 4 財務規則
- 5 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則
- 6 生活保護に関する手続等を定める規則
- 7 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則
- 8 公有財産規則

**●情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則（規則第14号）**

情報公開条例、個人情報の保護に関する条例等の一部改正により、公開請求等に係る不作為についての審査請求の裁決をする実施機関は、情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならないとされること、行政不服審査法の全部改正等により、異議申立て及び審査請求が審査請求に一元化されること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 情報公開・個人情報保護審議会規則
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規則
- 3 情報公開条例施行規則
- 4 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則

**●工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（規則第15号）**

- 1 工業技術センターにおいて技術研修室を拡張し、機械器具を新たに購入すること等に伴い、当該技術研修室及び当該機械器具の使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫陶芸美術館について、障害者による施設の利用の促進を図るため、障害者及びその介護者の観覧料の免除に係る規定について所要の整備を行うこととした。

**●身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（規則第16号）**

身体障害者手帳の交付を申請する際における障害名及び障害の級別に係る認定をより正確かつ機動的に行うため、当該交付の申請書に添付する都道府県知事の定める医師の診断書及び障害に該当するか否かについての医師の意見書の様式について所要の整備を行うこととした。

**●兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（規則第17号）**

学校教育法の一部改正により、新たな学校の種類として義務教育学校が設けられること等を踏まえ、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫障害者職業能力開発校運営規則
- 2 兵庫県立職業能力開発校運営規則
- 3 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則
- 4 兵庫県立神出学園管理規則
- 5 兵庫県立山の学校管理規則
- 6 特設水道条例施行規則
- 7 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則
- 8 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則

**●兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（規則第18号）**

- 1 離転職者、障害者等の訓練ニーズ及び地域企業の人材ニーズに対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫県立神戸高等技術専門学院の訓練科目を改める等所要の整備を行うこととした。
- 2 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

**●農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第19号）**

農業協同組合法等の一部改正により、出資組合は信用事業及び共済事業を除く事業に関して有する権利義務

の全部又は一部を分割によって設立する出資組合に承継させることができるとされること、出資組合又は非出資組合は株式会社又は一般社団法人へ組織変更ができるとされること、農業協同組合が県の承認を受けた場合には理事又は経営管理委員の定数の過半数を認定農業者等とすることを要しないとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●**環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第20号）

電気事業法の一部改正により、電気事業の種類が、発電、送配電及び小売の事業の区分に応じた類型に改められることに伴い、環境影響評価の対象とする発電所の建設の事業について所要の整備を行うこととした。

●**大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第21号）

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部改正により、一定規模以上の大規模集客施設を設置している者は、当該大規模集客施設の閉店等をした後の施設の維持管理に関する計画等について届け出なければならないとされること等に伴い、届出の対象となる大規模集客施設の面積に係る要件等規則に委任された事項を定める等所要の整備を行うこととした。

●**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**（人事委員会規則第 8 号）

任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則**（人事委員会規則第 9 号）

地方公務員法の一部改正により、人事評価制度が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。

●**行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則**（教育委員会規則第 4 号）

行政不服審査法の全部改正により、異議申立て及び審査請求が審査請求に一元化されること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
- 2 兵庫県教育委員会会議規則
- 3 個人情報の保護に関する条例施行規則
- 4 情報公開条例施行規則

●**兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**（教育委員会規則第 5 号）

平成28年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。

●**公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則**（教育委員会規則第 6 号）

学校教育法の一部改正により、新たな学校の種類として義務教育学校が設けられることに伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

●**公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則**（教育委員会規則第 7 号）

へき地教育振興法施行規則の規定により、へき地等学校の指定を見直すことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則**（教育委員会規則第 8 号）

障害者の社会参加をより一層支援するため、県立考古博物館の観覧に係る障害者及びその介護者の観覧料を見直すことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則**（公安委員会規則第 7 号）

行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**（公安委員会規則第 8 号）

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行により自動車登録番号標及び車両番号標の表示の方法が改正されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

**規 則**

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第12号**

**次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則**

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年兵庫県規則第90号）の一部を次のように改正する。

題名中「次世代育成支援対策推進法」の右に「及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を加える。

本則中「その職員」の右に「及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により規則で定めることとされる女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第13号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（兵庫県税条例施行規則の一部改正）

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第6号御注意2、様式第9号御注意3、様式第10号督促状3、様式第11号督促状3、様式第12号御注意2、様式第13号御注意、様式第18号御注意、様式第27号御注意3、様式第27号の2御注意3、様式第27号の3御注意3、様式第28号御注意3、様式第34号御注意3、様式第45号御注意3、様式第46号御注意3、様式第47号御注意2、様式第49号御注意2、様式第50号御注意3、様式第51号御注意2、様式第57号御注意3、様式第64号御注意3、様式第66号御注意、様式第67号御注意、様式第68号御注意、様式第72号御注意、様式第82号の2御注意3、様式第82号の4御注意3、様式第85号御注意3、様式第86号御注意3、様式第86号の2御注意3、様式第102号御注意3、様式第104号御注意、様式第106号御注意、様式第108号御注意3及び様式第133号御注意3中「60日以内に行政不服審査法第4条の規定により」を「3月以内に」に改める。

（行政組織規則の一部改正）

第2条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第71条の表担任事務の欄中「の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は」を「第143条第3項（同法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは」に改める。

第82条第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（身体障害者福祉規則の一部改正）

第3条 身体障害者福祉規則（昭和39年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（財務規則の一部改正）

第4条 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第17号注意事項4中「30日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決（決定）書」を「裁決書」に、「裁決（決定）を」を「裁決を」に、「裁決（決定）が」を「裁決が」に改める。

（麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則等の一部改正）

第5条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に改める。

- (1) 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第82号）様式第8号注1及び様式第9号注
- (2) 生活保護に関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第86号）様式第24号（裏面）の部注1、様式第25号（裏面）の部注1、様式第26号（裏面）の部注、様式第56号注1及び様式第57号注
- (3) 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則（昭和61年兵庫県規則第37号）様式第5号

（公有財産規則の一部改正）

第6条 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2摘要の欄中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第6号中「60日」を「3月」に、「総務大臣（知事）」を「兵庫県知事」に改め、「（異議申立て）」及び「（異議申立てに対する決定）」を削り、「県は」を「兵庫県は」に、「知事に」を「兵庫県知事に」に、「知事は」を「兵庫県知事は」に、「知事の」を「兵庫県知事の」に、「知事が」を「兵庫県知事が」に、「何等」を「何ら」に、「き損した」を「毀損した」に、「すべて」を「全て」に改める。

様式第7号、様式第9号及び様式第10号中「60日」を「3月」に、「総務大臣（知事）」を「兵庫県知事」に改め、「（異議申立て）」及び「（異議申立てに対する決定）」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第14号

### 情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則

（情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正）

第1条 情報公開・個人情報保護審議会規則（平成8年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「又は同条第2項」を「、同条第2項」に、「に対する不服申立て」を「又は同条例第5条第1項の公開請求に係る不作為に対する審査請求」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同項第2号中「第7条第5号」を「第7条第2項第5号」に改め、同項第4号中「又は同条第2項」を「、同条第2項」に、「に対する不服申立て」を「又は個人情報保護条例第14条第2項の規定による開示請求に係る不作為に対する審査請求」に改め、同項第5号中「又は同条第2項」を「、同条第2項」に、「に対する不服申立て」を「又は個人情報保護条例第28条第2項の規定による訂正請求に係る不作為に対する審査請求」に改め、同項第6号中「又は同条第2項」を「、同条第2項」に、「に対する不服申立て」を「又は個人情報保護条例第37条第1項の規定による利用停止請求に係る不作為に対する審査請求」に改める。

第2条 情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

（個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第14号及び様式第21号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

様式第24号中「付け 号の 決定に対する」を「付けの」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

（情報公開条例施行規則の一部改正）

第4条 情報公開条例施行規則（平成12年兵庫県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

様式第9号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第11号中「付け第 号の公開決定等に対する」を「付けの」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「第17条」を「第17条第1項」に改める。

（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の個人情報の保護に関する条例施行規則様式第24号（第5条の規定による改正後の本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第21条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（同条例第32条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた開示請求（同条例第14条第2項に規定する開示請求をいう。）、訂正請求（同条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。）若しくは利用停止請求（同条例第37条第1項に規定する利用停止請求をいう。）に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の情報公開条例施行規則様式第11号の規定は、施行日以後にされた公開決定等（情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。）に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。



工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県規則第15号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則

第1条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

技術研修室使用料

| 区分    |        | 使用料           |                |                |               |                |               |
|-------|--------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
|       |        | 9時から<br>12時まで | 13時から<br>17時まで | 18時から<br>22時まで | 9時から<br>17時まで | 13時から<br>22時まで | 9時から<br>22時まで |
| 研究本館  | 研修室(A) | 円<br>3,500    | 円<br>4,500     | 円<br>4,500     | 円<br>9,000    | 円<br>10,500    | 円<br>15,000   |
|       | 研修室(B) | 2,000         | 2,500          | 2,500          | 5,000         | 5,500          | 8,000         |
| 技術交流館 | 研修室(A) | 1,500         | 2,000          | 2,000          | 4,000         | 4,500          | 6,000         |
|       | 研修室(B) | 500           | 1,000          | 1,000          | 2,000         | 2,000          | 3,000         |

別表第3工作機械の款たく試料琢磨機の項の次に次のように加える。

|               |               |
|---------------|---------------|
| クロスセクションポリッシャ | 1時間につき 1,400円 |
|---------------|---------------|

別表第3工作機械の款三次元造形装置の項及び合成樹脂機械の款二軸押出機の項を削り、同表加熱炉の款電気炉の項の次に次のように加える。

|        |             |
|--------|-------------|
| 真空オーブン | 1時間につき 600円 |
|--------|-------------|

別表第3加熱炉の款プラズマ処理装置の項及び試験機械の款暗視野顕微鏡の項を削り、同款倒立型生物顕微鏡の項の次に次のように加える。

|       |               |
|-------|---------------|
| 蛍光顕微鏡 | 1時間につき 1,000円 |
|-------|---------------|

別表第3試験機械の款マルチ測光顕微鏡の項の次に次のように加える。

|       |             |
|-------|-------------|
| 実体顕微鏡 | 1時間につき 500円 |
|-------|-------------|

別表第3試験機械の款マイクロビッカース硬さ試験機の項及びロックウェル硬さ試験機の項を削り、同款ガス透過度測定装置の項の次に次のように加える。

|            |               |
|------------|---------------|
| ガスバリア性測定装置 | 1時間につき 2,900円 |
|------------|---------------|

別表第3試験機械の款小型環境試験機の項の次に次のように加える。

|          |               |
|----------|---------------|
| 小型恒温恒湿装置 | 1時間につき 1,000円 |
|----------|---------------|

別表第3試験機械の款デジタルオシロスコープの項の次に次のように加える。

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| マイクロ波・ミリ波帯開発評価システム | 1時間につき 2,500円 |
|--------------------|---------------|

別表第3試験機械の款表面粗さ計の項の次に次のように加える。

|        |               |
|--------|---------------|
| 接触式段差計 | 1時間につき 1,300円 |
|--------|---------------|

別表第4の1の部物理化学試験の款熱膨張試験の項及びガス透過度試験の項を削り、同部備考中「社団法人日本皮革産業連合会」を「一般社団法人日本皮革産業連合会」に改め、同表2の部備考及び3の部備考中「社団法人日本皮革産業連合会」を「一般社団法人日本皮革産業連合会」に改める。

別表第5その他の加工の款皮革なめし加工の項からロールアイロンによる加工の項までを削る。

(兵庫陶芸美術館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫陶芸美術館管理規則(平成17年兵庫県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「次に掲げる」を「65歳以上の」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



身体障害者福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県規則第16号**

**身体障害者福祉規則の一部を改正する規則**

身体障害者福祉規則(昭和39年兵庫県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第6条中「診断書」の右に「の様式」を加え、「意見書は、様式第3号による」を「意見書の様式は、知事が別に定める」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第17号

兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則

(兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第 1 条 兵庫障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「中学校」の右に「若しくは義務教育学校」を加え、「特別支援学校の中学部」を「同法による特別支援学校の中学部を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者」に、「特別支援学校の高等部」を「中等教育学校又は同法による特別支援学校の高等部を卒業した者」に改め、「を卒業した者」を削り、「これ」を「これらの者」に改める。

(兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「高等学校」の右に「若しくは中等教育学校を卒業した者」を、「中学校」の右に「若しくは義務教育学校を卒業した者又は同法による中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、「を卒業した者」を削り、「これ」を「これらの者」に改め、同条第 2 号中「中学校」の右に「若しくは義務教育学校」を、「卒業した者」の右に「、同法による中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、「これ」を「これらの者」に改める。

(兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第 3 条 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「若しくは」の右に「義務教育学校若しくは同法による」を、「卒業した者」の右に「、同法による中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、「これ」を「これらの者」に改める。

(兵庫県立神出学園管理規則の一部改正)

第 4 条 兵庫県立神出学園管理規則（平成 6 年兵庫県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「を卒業した」を「又はこれに準ずる学校を卒業し、又は修了した」に改める。

様式第 2 号（表面）の部中「はりつけ」を「貼付け」に、

「  
年 月 立 中学校卒業  
」

を

「  
年 月 立 中学校（ 学校） 卒業・修了  
」

に改める。

(兵庫県立山の学校管理規則の一部改正)

第 5 条 兵庫県立山の学校管理規則（平成26年兵庫県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「を卒業した」を「又はこれに準ずる学校を卒業し、又は修了した」に改める。

様式第 2 号（表面）の部中

「  
年 月 立 中学校卒業  
」

を

「  
年 月 立 中学校（ 学校） 卒業・修了  
」

に改める。

(特設水道条例施行規則等の一部改正)



第 6 条 次に掲げる規則の規定中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

- (1) 特設水道条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第49号）第 1 条の 2 第 1 号
- (2) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）別表第 2 の30の項
- (3) 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）別表第 1 の 5 の項及び別表第 2 の 5 の款

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第18号**

**兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則**

（兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正）

第 1 条 兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款短期課程の項機械CAD科の目を削り、同項OA事務科の目中「30人」を「20人」に改め、同表兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校の款普通課程の項自動車整備科の目中「30人」を「20人」に改め、同項システム設計科の目を削る。

（兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部改正）

第 2 条 兵庫県立但馬技術大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「高等学校」の右に「若しくは中等教育学校」を加える。

別表第 1 自動車工学科の項中「30人」を「20人」に改め、同表情報工学科の項を削る。

別表第 2 情報工学科の項を削る。

（兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則の一部改正）

第 3 条 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表短期課程の款工業デザイン科の項を削る。

（兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則の一部改正）

第 4 条 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第15条の 6 第 1 項第 5 号」を「第15条の 7 第 1 項第 5 号」に改める。

第 7 条第 3 号中「OAシステム科」を「OA事務科」に改める。

別表普通課程の款中「OAシステム科」を「OA事務科」に改め、同表短期課程の款OA事務科の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中兵庫障害者職業能力開発校運営規則第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校運営規則別表兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校の款普通課程の項の規定は、平成28年 4月 1 日以後に兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校に入校する者について適用し、同日前に兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校に入校した者については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校管理規則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成28年 4月 1 日以後に兵庫県立但馬技術大学校に入校する者について適用し、同日前に兵庫県立但馬技術大学校に入校した者については、なお従前の例による。



農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県規則第19号

## 農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

農業協同組合等に関する手続を定める規則（昭和47年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

本則（第4条第3項、第6条第3項、第7条第3項及び第23条第1項第2号を除く。）及び様式中「議決した」を「決議した」に、「議決を」を「決議を」に、「による議決」を「による決議」に、「議決により」を「決議により」に、「議決の」を「決議の」に改める。

第1条中「農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）」の右に「、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。第13条第2項第2号、第14条第1項第5号、第14条の4及び第23条において「省令」という。）」を加える。

第3条第1項中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に改め、同条第4項中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改める。

第4条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に改め、同条第2項中「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第11条の42第4項の規定による信託規程の変更の届出は、農業協同組合信託規程変更届（様式第3号の2）に前項各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

第4条に次の1項を加える。

4 法第11条の42第4項の規定による信託規程の廃止の届出は、農業協同組合信託規程廃止届（様式第3号の3）に信託規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本を添えてしなければならない。

第5条中「第11条の26」を「第11条の45」に改める。

第6条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「除く。以下」を「除く。以下同じ。）（以下）」に、「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改め、同条第2項中「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の届出は、農業協同組合等宅地等供給事業実施規程変更届（様式第6号の2）に前項各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

第6条に次の1項を加える。

4 法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の廃止の届出は、農業協同組合等宅地等供給事業実施規程廃止届（様式第6号の3）に宅地等供給事業実施規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本を添えてしなければならない。

第7条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改め、同項第2号中「第11条の31第1項」を「第11条の50第1項」に改め、同条第2項中「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第11条の51第4項の規定による農業経営規程の変更の届出は、農業協同組合等農業経営規程変更届（様式第7号の2）に前項各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

第7条に次の1項を加える。

4 法第11条の51第4項の規定による農業経営規程の廃止の届出は、農業協同組合等農業経営規程廃止届（様式第7号の3）に農業経営規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本を添えてしなければならない。

第8条第1項第4号中「第40条の2」を「第41条」に改め、「役員」の右に「又は会計監査人」を加える。

第8条の2第1号中「第40条の2」を「第41条」に改め、「役員」の右に「又は会計監査人」を加え、同条第4号中「第50条第3項」の右に「（法第54条の5第3項において準用する場合を含む。）」を、「減少」の右に「又は出資組合の非出資組合への移行」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 法第70条の7において準用する会社法第828条第1項（第10号に係る部分に限る。）の規定による出資組合の新設分割の無効の訴え

(8) 法第75条（法第80条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第828条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定による出資組合（法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う出資組合を除く。第14条の3において同じ。）又は非出資組合の組織変更の無効の訴え

第9条中「第40条第1項」の右に「又は第3項」を加え、「農業協同組合等総会招集請求書」を「農業協同組

合等総会招集等請求書」に改める。

第10条第4項第1号中「第11条の31第3項若しくは第4項」を「第11条の50第3項若しくは第4項」に改め、同条第5項中「減少」の右に「又は出資組合の非出資組合への移行」を加える。

第12条第1項第5号中「生年月日」の右に「、性別」を加え、同項第6号中「第30条の2第4項」を「第30条の2第5項」に改める。

第13条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の3項を加える。

2 法第64条第4項又は第5項の規定による農業協同組合等の解散の届出は、農業協同組合等解散届（様式第13号の2）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 解散時における財産目録及び貸借対照表

(2) 法第64条第1項第1号に掲げる事由によって解散した場合にあつては、省令第208条に規定する書類

3 法第64条の2第1項に規定する事業を廃止していない旨の届出は、農業協同組合等（農事組合法人）事業実施届（様式第13号の3）によってしなければならない。

4 法第64条の3第3項の規定による農業協同組合等の継続の届出は、農業協同組合等（農事組合法人）継続届（様式第13号の4）によってなければならない。

第14条第1項第2号中「第30条の2第4項の組合」を「第30条の2第5項に規定する農業協同組合等」に改め、同項第5号中「財務確認基準日現在の」を「最終事業年度（省令第171条第2項第3号ハ(1)に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）に係る」に改め、「貸借対照表」の右に「(最終事業年度がない場合にあつては、合併しようとする農業協同組合等の成立の日における財産目録及び貸借対照表)」を加え、同条第2項第4号中「生年月日」の右に「、性別」を加え、同項第5号中「第30条の2第4項」を「第30条の2第5項」に、「第30条の2第3項本文」を「第30条の2第4項において準用する法第30条第11項本文、第12項及び第13項」に、「同条第4項」を「法第30条の2第5項」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（新設分割の認可の申請）

第14条の2 出資組合は、法第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、出資組合新設分割認可申請書（様式第14号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 新設分割計画の写し

(2) 新設分割を決議した総会又は総代会（法第70条の4第1項に規定する場合にあつては、総会若しくは総代会又は理事会（法第30条の2第5項に規定する出資組合にあつては、経営管理委員会）の議事録の謄本

(3) 総代会において決議した場合にあつては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

(4) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

(5) 新設分割しようとする出資組合の最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割しようとする出資組合の成立の日における財産目録及び貸借対照表）

(6) 新設分割後存続し、及び新設分割によって設立する出資組合に関する次に掲げる書類

ア 定款

イ 事業規程

ウ 事業計画書

エ 組合員数（農業協同組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額並びに事務所の位置を記載した書類

(7) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項に規定する手続をしたことを証する書面（法第70条の3第5項において準用する法第49条第3項に規定する手続をした場合にあつては、そのことを証する書面）及び法第70条の3第5項において準用する法第50条第2項に規定する手続をしたときはそのことを証する書面

(8) 前号の場合において当該出資組合の新設分割が法第70条の4第1項の規定により総会又は総代会の決議を経ないものであるときは、同条第4項に規定する新設分割に反対の意思の通知の状況を記載した書類

2 法第70条の3第5項において準用する法第66条第1項に規定する行為をしたときは、前項の申請書に同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 設立委員会の議事録の謄本

(2) 設立委員の略歴を記載した書面

- (3) 設立委員が法12条第1項第1号に規定する資格を有すること又は設立委員が出資組合の役員であることを証する書面
- (4) 役員の住所、氏名、生年月日、性別及び略歴を記載した書面
- (5) 新設分割によって設立する出資組合が法第30条の2第5項の出資組合である場合にあっては、経営管理委員が第70条の3第5項において準用する法第66条第4項において準用する法第30条の2第4項において準用する法第30条第11項本文、第12項及び第13項に規定する資格を有することを証する書面、新設分割によって設立する出資組合が第30条の2第5項の出資組合でない場合にあっては、理事が法第70条の3第5項において準用する法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文に規定する資格を有する書面（組織変更の届出）

第14条の3 法第73条の10（法第80条において準用する場合を含む。）の規定による出資組合又は非出資組合の組織変更の届出は、農業協同組合等（農事組合法人）組織変更届（様式第14号の3）に次に掲げる書類（非出資組合の組織変更の場合にあっては、第4号に掲げる書類を除く。）を添えてしなければならない。

- (1) 法第73条の3第1項又は法第78条第1項に規定する組織変更計画
- (2) 組織変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- (3) 法第73条の3第6項又は法第80条において準用する法第49条第2項に規定する手続をしたことを証する書面（法第73条の3第6項又は法第80条において準用する法第49条第3項に規定する手続をした場合にあっては、そのことを証する書面）
- (4) 法第73条の7第2項の規定による通知をしたことを証する書面
- (5) 組織変更後の株式会社又は一般社団法人の登記事項証明書（理事又は経営管理委員の定数に係る承認の申請）

第14条の4 農業協同組合は、省令第76条の2第1項第3号イの規定により理事の定数の過半数を法第30条第12項各号に掲げる者若しくは認定農業者に準ずる者とする事、又は省令第76条の2第2項第3号イの規定により経営管理委員の定数の過半数を法第30条第12項第1号に掲げる者若しくは認定農業者に準ずる者とする事を要しない場合の承認を受けようとするときは、理事・経営管理委員定数承認申請書（様式第14号の4）を知事に提出しなければならない。

第17条の見出し中「設立、合併又は解散」を「設立等」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 設立、合併、新設分割、解散（法第64条第4項に規定する解散を除く。）、出資組合の非出資組合への移行又は非出資組合の出資組合への移行の登記を完了したとき。その登記事項証明書

第17条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「生年月日」の右に「性別」を加え、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第30条第12項」を「第30条第14項」に、「同条第13項」を「同条第15項」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 法第37条の2第1項又は第2項に規定する会計監査人を新たに選任し、又は解任したとき。その氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、生年月日（法人にあっては、設立年月日）及び就任又は解任の年月日を記載した書面

第17条第8号及び第9号中「就任年月日」を「就任又は解任の年月日」に改める。

第21条中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改める。

第22条第1項中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同条第2項第3号中「第72条の18第2項」を「第72条の35第2項」に、「第72条の12第4項」を「第72条の17第4項」に改める。

第23条を次のように改める。

（農事組合法人の解散の届出）

第23条 法第72条の34第2項の規定による農事組合法人の解散の届出は、農事組合法人解散届（様式第19号）に省令第217条の3に規定する書類のほか、解散時における財産目録及び貸借対照表を添えてしなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

（農事組合法人に対する準用）

第23条の2 第8条の2（第4号（出資組合の非出資組合への移行の無効の訴えに係る部分に限る。）、第6号及び第8号に係る部分に限る。）、第13条第3項及び第4項並びに第14条の3の規定は、農事組合法人について準用する。

第24条第1号中「解散」の右に「（法第73条第4項において準用する法第64条第1項第2号及び第5号の事由

による解散に限る。)」を加え、同条第 2 号中「第72条の13第 1 項第 3 号」を「第72条の29第 1 項第 3 号」に改める。

様式第 2 号中「変更又は廃止の場合は、その」を「制定、変更又は廃止の」に改める。

様式第 3 号中「、変更又は廃止」を「又は変更」に、「変更又は廃止の場合は、その」を「制定又は変更の」に改め、同様式の次に次の 2 様式を加える。

様式第3号の2 (第3条関係)

農業協同組合信託規程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名..... 印

| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|
| 変 更 の 理 由   |       |

A 4

様式第3号の3 (第3条関係)

農業協同組合信託規程廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名..... 印

| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|
| 廃 止 の 理 由   |       |

A4

様式第6号中「制定変更又は廃止」を「制定又は変更」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。  
様式第6号の2（第6条関係）

農業協同組合等宅地等供給事業実施規程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名.....印

|             |       |
|-------------|-------|
| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 の 理 由   |       |

A 4



様式第6号の3 (第6条関係)

農業協同組合等宅地等供給事業実施規程廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名..... 印

| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|
| 廃 止 の 理 由   |       |

A 4

様式第7号中「、変更又は廃止」を「又は変更」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。  
様式第7号の2（第7条関係）

農業協同組合等農業経営規程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名.....印

| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|
| 変 更 の 理 由   |       |

A 4

様式第7号の3 (第7条関係)

農業協同組合等農業経営規程廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名..... 印

| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|
| 廃 止 の 理 由   |       |

A 4

様式第9号中「農業協同組合等総会招集請求書」を「農業協同組合等総会招集等請求書」に、

「

|            |  |
|------------|--|
| 請求人と組合との関係 |  |
|------------|--|

」

を

「

|            |  |
|------------|--|
| 請求人と組合との関係 |  |
| 請 求 の 内 容  |  |

」

に改め、「役員」の右に「又は代表理事」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

様式第13号の次に次の3様式を加える。

様式第13号の2 (第13条関係)

農 業 協 同 組 合 等 解 散 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名.....印

| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|
| 解 散 の 理 由   |       |

A 4

様式第13号の3（第13条、第23条の2関係）

農業協同組合等（農事組合法人）事業実施届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所在地.....

名 称.....

代表者又は代理人の

氏 名..... 印

住 所.....

事業の実施の状況

A 4

様式第13号の4（第13条、第23条の2関係）

農業協同組合等（農事組合法人）継続届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名..... 印

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>清算が終了するまで<br/>事業を継続する理由</p> |  |
|--------------------------------|--|

A 4

様式第14号の次に次の3様式を加える。  
 様式第14号の2（第14条の2関係）

出資組合新設分割認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 新設分割に係る法人 所 在 地.....  
 名 称.....  
 代表者の氏名..... 印

|                      |                  |                      |       |
|----------------------|------------------|----------------------|-------|
| 新設分割を決議した<br>総会又は総代会 | 出 資 組 合<br>の 名 称 | 総 会 又 は<br>総 代 会 の 別 | 年 月 日 |
|                      |                  |                      |       |
| 新設分割予定年月日            | 年 月 日            |                      |       |
| 新設分割により<br>設立する法人    | 名 称              |                      |       |
|                      | 所在地              |                      |       |
| 新 設 分 割 の 理 由        |                  |                      |       |
| 新 設 分 割 の 経 過        |                  |                      |       |

A 4



様式第14号の3（第14条の3、第23条の2関係）

農業協同組合等（農事組合法人）組織変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名..... 印

|                               |       |  |
|-------------------------------|-------|--|
| 組織変更前の<br>農業協同組合等<br>(農事組合法人) | 名 称   |  |
|                               | 所 在 地 |  |
|                               | 代表者氏名 |  |
| 組織変更年月日                       | 年 月 日 |  |
| 組織変更の理由                       |       |  |
| 組織変更の経過                       |       |  |

A4

様式第14号の4（第14条の4関係）

理事・経営管理委員定数承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名..... 印

|                                                                       |               |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| 正 組 合 員 数                                                             | 人             |
| うち 認 定 農 業 者 数                                                        | 人             |
| 認 定 農 業 者 の 数 に 関 す る<br>調 査 を 行 っ た 期 間                              | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 理 事 又 は 経 営 管 理 委 員 の 定 数                                             | 人             |
| うち 認 定 農 業 者 等 と し て<br>承 認 申 請 す る 人 数                               | 人             |
| 理 事 又 は 経 営 管 理 委 員 の<br>定 数 に 占 め る 承 認<br>申 請 す る 認 定 農 業 者 等 の 割 合 | %             |
| 承 認 申 請 す る 認 定 農 業 者 等 の<br>人 数 の 算 定 根 拠                            |               |
| 選 挙 又 は 選 任 が<br>困 難 な 理 由                                            |               |

A4

様式第19号を次のように改める。  
様式第19号（第23条関係）

農 事 組 合 法 人 解 散 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所 在 地.....

名 称.....

代表者の氏名.....印

| 決 議 の 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|
| 解 散 の 理 由   |       |

A 4

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。



環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第20号

環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価に関する条例施行規則（平成 9 年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の項(1)中「第 2 条第 1 項第16号」を「第 2 条第 1 項第18号」に、「同項第10号に規定する電気事業者又は同項第12号に規定する卸供給事業者」を「同項第15号に規定する発電事業者」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。



大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則（平成17年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（用途の廃止の届出）

第 4 条の 2 条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める面積は、5,000平方メートルとする。

2 条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による届出は、同項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を記載した届出書に、大規模集客施設に係る別表第 2 に掲げる図書を添付してしなければならない。

第 5 条中「第10条第 3 項」を「第10条第 4 項」に改め、同条第 1 号中「事業者」を「勧告を受けた者」に改め、同条第 2 号中「いずれか」の右に「又は同条第 2 項」を加える。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 4 条の 2 関係）

| 図 書 の 種 類     | 明 示 す べ き 事 項                                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位 置 図         | 方位、道路及び目標となる地物                                                                                |
| 付 近 見 取 図     | 方位、敷地の境界、周辺道路の状況、周辺に存する専ら大規模集客施設の利用者のために設置された道路、道路の附属物、信号機等の種類及び位置、周辺の建物の用途別現況、周辺の公共施設並びに用途地域 |
| 配 置 図         | 方位、敷地の境界並びに建築物、駐車場及び自動車の出入口の位置                                                                |
| 知事が特に必要と認める図書 |                                                                                               |

附 則

この規則は、平成28年10月 1 日から施行する。

告 示

兵庫県告示第407号の 2

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物等として次のものを指定した。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第9次指定

| 名称                                    | 所在地              |
|---------------------------------------|------------------|
| 岩佐家住宅                                 | 明石市野々上3丁目2-4     |
| 水田家住宅                                 | 加西市北条町横尾121      |
| 旧グンゼ八鹿工場事務所棟                          | 養父市八鹿町八鹿712      |
| おおやアート村拠点施設「ビッグラボ」創作棟（旧八鹿高等学校大屋校木造校舎） | 養父市大屋町加保7        |
| 生野高原の狗鷲桜                              | 朝来市生野町栃原1784-273 |
| 畑家住宅                                  | 丹波市春日町多利2400     |

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第2号

兵庫県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月31日

兵庫県議会議長 石 川 憲 幸

兵庫県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

兵庫県議会情報公開条例施行規程（平成13年兵庫県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。  
様式第3号及び様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

様式第9号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第11号中「付け第 号の公開決定等に対する」を「付けの」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「第17条」を「第17条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の兵庫県議会情報公開条例施行規程様式第11号の規定は、施行日以後にされた公開決定等（兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。）に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。



兵庫県議会告示第3号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月31日

兵庫県議会議長 石 川 憲 幸

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年兵庫県議会告示第6号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決

の」に改める。

様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第14号及び様式第21号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

様式第24号中「付け 号の 決定に対する」を「付けの」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の個人情報の保護に関する条例施行規程様式第24号の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第21条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（同条例第32条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた開示請求（同条例第14条第2項に規定する開示請求をいう。）、訂正請求（同条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。）若しくは利用停止請求（同条例第37条第1項に規定する利用停止請求をいう。）に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 条例第2 条第1 項第2 号の項中第12号を第13号とし、第1 号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2 号の前に次の1 号を加える。

(1) 一般財団法人甲南会

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1 条 職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1 条中「第8 条第3 項及び」を「第8 条第3 項、第15条の2 及び」に改める。

第2 条第1 項第3 号中「附して」を「付して」に改める。

第3 条を次のように改める。

第3 条 削除

第4 条第1 号中「現に職員でない者を職員の職に任命すること」を「法第15条の2 第1 項第1 号に規定す

る採用」に改め、同条第2号中「職員を現に占めている職の級から上位の職の級に任命すること」を「法第15条の2第1項第2号に規定する昇任」に改め、同条第3号中「職員を現に占めている職の級から下位の職の級に任命すること」を「法第15条の2第1項第3号に規定する降任」に改め、同条第4号中「職員を昇任又は降任以外の方法で他の職員の職に任命すること」を「法第15条の2第1項第4号に規定する転任」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 標準職務遂行能力 法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。

第5条第1項中「及び昇任」を削り、「別表第10」を「別表第1」に、「職への採用又は昇任は、それぞれ選考」を「職に採用する場合は、選考」に改め、同条第2項中「試験によって採用し、又は昇任させる職への採用又は昇任は」を「試験による職員の採用は」に、「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」を「採用候補者名簿」に改め、同条第3項中「職の級表」を「給料表」に改め、同項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 法第21条の4第1項の規定による人事委員会規則で定める職は、別表第2に掲げる職とする。

4 試験による職員の昇任は、試験の結果作成された昇任候補者名簿に基づいて行う。

第7条第1項中「法第18条第1項」を「法第18条」に改め、「ただし書」の右に「（法第21条の4第4項及び第5項において準用する場合を含む。）」を加える。

第8条中「職の級」を「職制上の段階」に改める。

第9条第3号中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第6号中「職務遂行能力」を「当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうか」に改める。

第10条の2中「警察職1級」を「警察官の巡査」に改める。

第11条中「選考される者の職務遂行能力が選考の基準に適合しているかどうかに基づいて」を「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを」に改める。

第12条の2中「別表第10の1」を「別表第1」に改める。

第13条第1号中「歯科医師職」を「歯科医師職給料表（職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「職員給与条例」という。）第8条第1項第3号に規定する給料表をいう。以下同じ。）の職務の級が」に改め、同条第2号中「看護職」を「看護職給料表（職員給与条例第8条第1項第4号に規定する給料表をいう。以下同じ。）の職務の級が」に改め、同条第3号中「病院事業医師・歯科医師職」を「病院事業医師・歯科医師職給料表（病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号。以下「病院事業職員給与規程」という。）第2条第1項第2号に規定する給料表をいう。以下同じ。）の職務の級が」に改め、同条第4号中「病院事業看護職」を「病院事業看護職給料表（病院事業職員給与規程第2条第1項第3号に規定する給料表をいう。）の職務の級が」に改め、同条第5号中「行政職5級以下の職への昇任」を「別表第1第7号に規定する職への採用」に改め、同条第6号から第13号までを削る。

第16条第2項を削る。

第17条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者（以下「任用候補者」という。）」に改める。

第19条第1号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第20条中「誤まり」を「誤り」に改める。

第21条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第23条の見出し中「正規」を「任用候補者」に改め、同条第1項中「名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）の当該職を志望すると認められる者を当該名簿から高点順に任命権者に提示するものとする。ただし、同じ得点の者が2人以上あるため、正規の提示数の最後の順位に入るべき者を決め難い場合においては、正規の提示数を超えてこれらの者をすべて」を「当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを当該名簿から高点順に任命権者に」に改め、同条第2項中「正規の提示数に満たない」を「採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて、正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第3項中「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「正規の提示数に達するまで高点順に」を削る。

第24条及び第25条を次のように改める。

## 第24条及び第25条 削除

第27条中「、当該任用候補者」を「、前条第3項の規定にかかわらず、当該任用候補者」に改める。

第28条を次のように改める。

## 第28条 削除

第29条中「前条の規定による」を「提示された任用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(名簿に関して必要な事項)

第29条の2 この規則に定めるもののほか、名簿に関して必要な事項は別に定める。

第5章の章名を次のように改める。

## 第5章 条件付採用

第30条(見出しを含む。)及び同条第1号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

別表第1から別表第9までを削り、別表第10を別表第1とし、同表を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

選考によって採用することができる職

- (1) 行政職給料表(職員給与条例第8条第1項第1号に規定する給料表をいう。以下同じ。)の職務の級が4級以上の職、研究職給料表(職員給与条例第8条第1項第2号に規定する給料表をいう。以下同じ。)の職務の級が3級以上の職、医師・歯科医師職、看護職、警察官の巡査部長以上の職、企業職給料表(企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業庁管理規程第14号)第2条第1項に規定する企業職給料表(1)をいう。以下同じ。)の職務の級が4級以上の職、病院事業行政職給料表(病院事業職員給与規程第2条第1項第1号に規定する給料表をいう。以下同じ。)の職務の級が4級以上の職、病院事業医師・歯科医師職及び病院事業看護職
- (2) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験に係る職と同等以下と人事委員会が認める職
- (3) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体若しくは公共企業体の職員の職に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職又は任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職
- (4) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者が任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職
- (5) 試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職
- (6) 職務と責任の特殊性により、職務遂行の能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が試験によることが不相当であると認める職

(職員の臨時的任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の臨時的任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「若しくは任用候補者の数が職員の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号)第23条に規定する正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たないときで、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨」を削る。

(県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担事務職員等の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

## 第2条 削除

第3条第1項中「及び昇任」を削り、「別表に掲げる場合は」を「別表第1に掲げる職に採用する場合は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第21条の4第1項の規定による人事委員会規則で定める職は、別表第2に掲げる職とする。



第4条第1項中「任用規則」を「職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号。以下「任用規則」という。）」に、「第29条まで」を「第29条の2まで」に改め、同条第2項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。

第5条を次のように改める。

#### 第5条 削除

第6条（見出しを含む。）中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

別表を別表第1とし、同表を次のように改める。

#### 別表第1（第3条関係）

選考によって採用することができる職

- (1) 県職員として在職する者をもつて補充しようとする職
- (2) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験に合格した者をもつて補充しようとする職
- (3) 県内各市町職員として在職する者をもつて補充しようとする職
- (4) かつて県費負担事務職員等であつた者をもつて補充しようとする職
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、人事委員会が試験によることが不適當であると認める職

（単純な労務に雇用される職員の任用に関する規則の一部改正）

第4条 単純な労務に雇用される職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（人事委員会事務局組織規則の一部改正）

第5条 人事委員会事務局組織規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条第11号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定によるこの規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これらに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。
- 3 第2条の規定によるこの規則の施行前にこの規則による改正前の職員の臨時的任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の職員の臨時的任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。
- 4 第3条の規定によるこの規則の施行前にこの規則による改正前の県費負担事務職員等の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の県費負担事務職員等の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。

### 人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊 藤 聡

#### 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同項第6号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項第9号中「不服申立て事案」を「審査請求事案」に、「又は決定及びこれらに」を「及びこれに」に改め、同項第10号中「不服申立て事案」を「審査請求事案」に改め、同項第38号を削り、同項第37号を同項第38号とし、同項第17号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 地方公務員法（昭和25年法律第26号）第38条の4第2項の規定に基づき、任命権者が行う調査の経過について報告を求め、若しくは意見を述べること又は第38条の5第1項の規定に基づき、任命権者に対して調査を行うよう求めること（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）。

第8条第18号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### 人 事 委 員 会 告 示

職員の任用に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月31日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊 藤 聡

#### 兵庫県人事委員会告示第2号

#### 職員の任用に関する実施規程等の一部を改正する規程

（職員の任用に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の任用に関する実施規程（昭和60年兵庫県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号ウ及びエ中「別表第10の1」を「別表第1」に改め、同項第2号ウ中「勤務成績評定書」を「人事評価報告書」に改める。

第3条の見出し中「任用候補者名簿」を「名簿」に改め、同条中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿及び昇任候補者名簿」に改める。

（職の級表を異にして転任させることができる範囲の一部改正）

第2条 職の級表を異にして転任させることができる範囲（平成4年兵庫県人事委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「職の級表」を「給料表」に改める。

本文中「第5条第3項」を「第5条第5項」に、「職員を職の級表」を「職員を給料表」に、「職の級表を異にして転任させることができるのは」を「給料表（職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第8条第1項、企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業庁管理規程第14号）第2条第1項及び病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）第2条第1項に規定する給料表をいう。）を異にして転任させることができるのは」に、「それぞれの級表」を「それぞれの給料表」に、「他の級表」を「他の給料表の職務」に、「承認する級表」を「承認する給料表の職務」に改める。

表中「級表」を「給料表」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

### 教 育 委 員 会 規 則

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 高井 芳朗

## 兵庫県教育委員会規則第4号

## 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正)

第1条 兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「又は決定」を削る。

(兵庫県教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 兵庫県教育委員会会議規則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 個人情報保護に関する条例施行規則(平成9年兵庫県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第14号及び様式第21号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

様式第24号中「日付け第 号の 決定に対する不服申立て」を「日付けで提起のあった審査請求」に、「第42条」を「第42条第1項」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

(情報公開条例施行規則の一部改正)

第4条 情報公開条例施行規則(平成12年兵庫県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

様式第9号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第11条中「日付け 第 号の公開決定等に対する不服申立て」を「日付けで提起のあった審査請求」に、「第17条」を「第17条第1項」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた不利益処分について適用し、施行日前にされた不利益処分については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の兵庫県教育委員会会議規則の規定は、施行日以後にされた処分について適用し、施行日前にされた処分については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の個人情報保護に関する条例施行規則様式第24号の規定は、施行日以後にされた開示決定等(個人情報保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第21条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(同条例第32条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。))若しくは利用停止決定等(同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。))又は施行日以後にされた開示請求(同条例第14条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)、訂正請求(同条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。))若しくは利用停止請求(同条例第37条第1項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。))に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の情報公開条例施行規則様式第11号の規定は、施行日以後にされた公開決定等(情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。))又は施行日以後にされた公開請求(同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。))に係る不作為に

対する審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。



兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第 5 号**

**兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 7 条の表学事課の項中「助成・耐震支援班」を「学校施設助成班」に改め、同表スポーツ振興課の項中「スポーツ班」を「スポーツ班 広域スポーツ班」に改める。

第10条中第 8 号を第10号とし、第 4 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 高等学校奨学資金、勤労生徒奨学資金及び地域改善奨学資金に関すること。
- (5) 高校生等奨学給付金に関すること。

第12条第 5 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第 7 号中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同条第 8 号中「特別支援教育課」の右に「及び高校教育課」を加え、同条第 9 号を削り、同条第10号を同条第 9 号とし、同条第11号から第14号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第14条の 2 第12号中「県立」を「公立」に改める。

第15条中第11号及び第12号を削り、第10号を第12号とし、第 9 号を第11号とし、同条第 8 号中「公立高等学校」を「公立の高等学校」に、「県立中等教育学校」を「県立の中等教育学校」に改め、同号を同条第10号とし、同条第 7 号の次に次の 2 号を加える。

- (8) 県立の高等学校の設置及び廃止に関すること。
- (9) 公立の高等学校並びに県立の中学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。

第71条の表文化財保護審議会の項担当課の欄中「社会教育課」を「文化財課」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。



公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第 6 号**

**公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則**

（公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第 1 条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の項の次に次のように加える。

|        |      |      |        |
|--------|------|------|--------|
| 義務教育学校 | 教務主任 | 学年主任 | 生徒指導主任 |
|--------|------|------|--------|

別表備考 1 中「、高等学校」を「、義務教育学校、高等学校」に改める。

（兵庫県教科用図書選定審議会規則の一部改正）

第 2 条 兵庫県教科用図書選定審議会規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第11条」を「第10条」に改める。

第 3 条第 4 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 4 条第 1 項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第 2 項中「小学校及び中学校」を「教科用図書」に改め、同条第 3 項中「市町村」を「市町組合」に改める。

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 3 条 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号並びに第14条の 2 第 1 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

兵庫県教育委員会

教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第 7 号**

**公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

| 学校の区分 | 級地区分 | 市 町 名       | 学 校 名                                                       |
|-------|------|-------------|-------------------------------------------------------------|
| へき地学校 | 2 級  | 姫 路 市       | 坊勢小学校<br>坊勢中学校                                              |
|       |      | 南 あ わ じ 市   | 沼島小学校<br>沼島中学校<br>沼島学校給食センター                                |
|       | 1 級  | 加 東 市       | 鴨川小学校                                                       |
|       |      | 姫 路 市       | 家島小学校<br>安富北小学校<br>家島中学校<br>家島高等学校<br>家島学校給食センター            |
|       |      | 宍 粟 市       | 一宮北小学校<br>千種小学校<br>一宮北中学校<br>千種中学校<br>千種高等学校<br>ちくさ学校給食センター |
|       |      | 豊 岡 市       | 高橋小学校<br>資母小学校                                              |
|       |      | 美 方 郡 香 美 町 | 余部小学校御崎分校<br>余部小学校御崎冬季分校<br>小代小学校                           |

|                  |               |  |                                              |
|------------------|---------------|--|----------------------------------------------|
|                  |               |  | 小代中学校<br>小代学校給食センター                          |
|                  | 美 方 郡 新 温 泉 町 |  | 照来小学校                                        |
|                  | 丹 波 市         |  | 神楽小学校<br>遠阪小学校                               |
|                  | 篠 山 市         |  | 西紀北小学校                                       |
|                  | 洲 本 市         |  | 都志小学校<br>鳥飼小学校<br>五色中学校                      |
|                  | 南 あ わ じ 市     |  | 辰美小学校                                        |
| 準へき地学校           | 三 田 市         |  | 母子小学校                                        |
|                  | 神 崎 郡 神 河 町   |  | 越知谷小学校                                       |
|                  | 宍 粟 市         |  | 都多小学校<br>染河内小学校<br>波賀小学校<br>波賀中学校            |
|                  | 佐 用 郡 佐 用 町   |  | 三河小学校                                        |
|                  | 豊 岡 市         |  | 但東中学校                                        |
|                  | 養 父 市         |  | 建屋小学校<br>大屋小学校<br>大屋中学校                      |
|                  | 美 方 郡 香 美 町   |  | 長井小学校<br>射添小学校<br>出石特別支援学校みかた校<br>村岡学校給食センター |
|                  | 美 方 郡 新 温 泉 町 |  | 夢が丘中学校                                       |
|                  | 篠 山 市         |  | 今田中学校                                        |
|                  | 洲 本 市         |  | 広石小学校                                        |
| 特別な地域に<br>所在する学校 | 西 脇 市         |  | 双葉小学校                                        |
|                  | 豊 岡 市         |  | 合橋小学校                                        |
|                  | 養 父 市         |  | 関宮小学校<br>関宮中学校                               |
|                  | 美 方 郡 香 美 町   |  | 村岡中学校                                        |
|                  | 美 方 郡 新 温 泉 町 |  | 温泉小学校                                        |
|                  | 丹 波 市         |  | 大路小学校                                        |
|                  | 篠 山 市         |  | 今田小学校                                        |

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で施行日以後引き続き施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場（以下「学校等」という。）に勤務するものについては、改正後の公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、施行日以後のへき地手当の月額が施行日の前日に受けていたへき地手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定によるへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該施行日の前日のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- 3 施行日の前日においてへき地学校若しくは準へき地学校又は特別の地域に所在する学校（以下「へき地等学校」という。）として指定されていた学校等で施行日以後へき地等学校として指定されないこととなるもの（学校等の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。）は、施行日の前日に当該学校等に勤務する職員で施行日以後引き続き当該学校等に勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、施行日の前日の給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。



兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第 8 号**

**兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則**

兵庫県立考古博物館管理規則（平成19年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
第11条第 1 号中「次に掲げる者」を「65歳以上の者」に改め、ア及びイを削り、同条第 2 号中「その他」を削り、「認めた額」を「認める額」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

**兵庫県教育長訓令第 3 号**

本 庁  
教 育 事 務 所

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令**

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程（昭和43年兵庫県教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。  
別表総務課の項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同表学事課の項中「の所掌する」を「及び高校教育課の所掌に属する」に改め、「認可をすること」の右に「(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同表特別支援教育課の項教育長決裁及び専決事項の欄中「の計画」を削り、同欄に次のように加える。

- 3 公立の特別支援学校の設置、廃止及び設置者変更の認可をすること。  
別表高校教育課の項教育長決裁及び専決事項の欄を次のように改める。

- 1 県立の高等学校の設置及び廃止に関すること。
- 2 県立の高等学校の生徒の選抜制度及び選抜方法並びに県立の中等教育学校の生徒の選考制度及び選考方法を決定すること。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1 日から施行する。



**兵庫県教育長訓令第 4 号**

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
教 育 機 関

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

**教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令**

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程（昭和58年兵庫県教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 摘要の欄中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第 6 号中

「 指令第 号

申請者 住所.....」

を

「 教育財産使用許可書

指令第 号

申請者 住所.....」

に、「60日」を「3月」に、「き損」を「毀損」に改める。

様式第 7 号及び様式第 9 号中「60日」を「3月」に改める。

様式第 10 号中「教指令第」を「指令第」に、「60日」を「3月」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1 日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 則**

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

**兵庫県公安委員会規則第 7 号**

**特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則**

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年兵庫県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第 5 号裏面を次のように改める。



(裏)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県公安委員会（兵庫県警察本部総務部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号及び様式第8号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁判」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

**兵庫県公安委員会規則第8号**

**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第9条第2号中「取り付け、又は」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。